

# 遠距離通園費助成金のご案内(旧大仁東幼稚園区通園費助成金は令和5年度末で終了)

市内の幼稚園・保育園・認定こども園等に遠距離通園する園児(3~5歳児)の保護者の経済的負担を軽減するため、通園費の一部を助成します。

【対象者】 市内の幼稚園・保育園・認定こども園等に自家用自動車で「遠距離通園」する3~5歳児の保護者(伊豆の国市民に限ります)

\*「遠距離通園」とは、住居から「基準園」までの通常経路が片道3km以上となるものこと

\*「基準園」とは、住居からいちばん近い市内の幼稚園又はこども園のこと

(ただし実際の通園施設が「基準園」よりも近い場合には「実際の通園施設」までが助成の対象)



【対象期間】 4月1日から

【申請時期】 年2回 ①10月(4~9月分) ②4月(10~3月分)

【助成額】  $\boxed{\text{市内の住居から「基準園」までの通常経路が片道 3 km を超えた距離} \times 2} \times \boxed{37 \text{ 円}} \times \boxed{\text{通園日数}}$

\* 助成の対象距離数は、km未満の端数切り捨て

## (例1) 韮山エメラルドタウンに住んでいて、ちとせ保育園に通園をしている場合

家から「ちとせ保育園」まで片道 11.0km、基準園は家からいちばん近い「富士美幼稚園」

家から基準園の「富士美幼稚園」まで片道 8.3km

☆助成の対象は基準園までの距離

助成の対象距離は・・・  $(8.3\text{km} - 3\text{km}) \times 2 = 10.6\text{km} \rightarrow 10\text{km}$  (km未満の端数切り捨て)

助成額は・・・  $10\text{km} \times 37 \text{ 円} = 370 \text{ 円}$  に実際の通園日数をかけた金額が助成額となります。

※(例1)で富士美幼稚園に通園している場合には、基準園 = 通園施設となります。

## (例2) 大仁山間部の浮橋地区に住んでいて、ひまわり保育園に通園をしている場合

家から「ひまわり保育園」まで片道 8.8km、基準園は家からいちばん近い「田京幼稚園」

家から基準園の「田京幼稚園」まで片道 9.6km

☆基準園よりも実際の通園施設の方が近いので、助成の対象は実際の通園施設までの距離

助成の対象距離は・・・  $(8.8\text{km} - 3\text{km}) \times 2 = 11.6\text{km} \rightarrow 11\text{km}$  (km未満の端数切り捨て)

助成額は・・・  $11\text{km} \times 37 \text{ 円} = 407 \text{ 円}$  に実際の通園日数をかけた金額が助成額となります。

## (例3) 市役所本庁付近(長岡)に住んでいて、しょうれんじこども園に通園をしている場合

家から「しょうれんじこども園」まで片道 4.2km、基準園は家からいちばん近い「にじいろこども園」

家から基準園の「にじいろこども園」まで片道 1.3km

⇒基準園まで片道3kmを超えていないので助成の対象になりません。

\*対象者となるか確認の上、申請の手続きをお願いします。

**Check1** 基準園(住居からいちばん近い幼稚園・こども園)の確認

- 富士美幼稚園 (原木 1343)       共和幼稚園 (中 773-1)
- にじいろこども園 (長岡1212)       しょうれんじこども園 (南江間 919)
- 田京幼稚園 (田京 238-21)       のぞみ幼稚園 (吉田 416-1)
- 慈恩こども園 (白山堂 171-2)

**Check2** 住居から基準園までの距離数(片道)の確認

\*ただし実際の通園施設が基準園よりも近い場合は、住居から通園施設までの距離数(片道)

- 片道 3.5km以上 ⇒ 助成の対象です。
- 片道 3.4km未満 ⇒ 助成の対象になりません。  
(3.4km-3km)×2=0.8km→0km(km未満の端数切り捨て)

**注意事項** 同一世帯で複数の園児がいる場合や、小・中学校遠距離通学費補助金(自家用車利用)の対象児童がいる場合には、いずれか一人分に限り助成の対象となります。

**【申請の手続き】** 下記の書類各1部を幼児教育課へご提出ください。

(様式1・2は、市HPからダウンロード又は各園・幼児教育課にあります。)

- ・交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・住居から基準園までの経路図…※経路図はA4用紙1枚でお願いします。  
(通園施設が基準園よりも近い場合は通園施設までの経路図)
- ・通園証明書(様式第2号)…※通園する施設に証明をもらってください。  
○長期休業期間中の預かり保育については、施設等利用給付認定を受けている日数のみ対象です。

\*提出書類を審査の上、助成額を決定し、申請者へ助成金を支給します。

**【提出期限】**

- ① 4～9月分 ⇒ 10月末日
- ② 10～3月分 ⇒ 4月10日

問い合わせ先  
伊豆の国市教育部幼児教育課  
伊豆の国市長岡 346-1 あやめ会館2階  
電話 055-948-1447